

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
1	別表第3（第2条関係）	別表第3（第2条関係）		
	環境生活事務関係手数料		環境生活事務関係手数料	
	事務	名称	金額	指定試験 機関等
	[略]		[略]	
	15 採石法第32条の 4第1項第5号ロ の規定に基づく業 務管理者の認定の 申請に対する審査	[略]	15 採石法第32条の 4第1項第6号ロ の規定に基づく業 務管理者の認定の 申請に対する審査	[略]
[略]		[略]		
20 砂利採取法第6 条第1項第5号ロ の規定に基づく業 務主任者の認定の 申請に対する審査	[略]	20 砂利採取法第6 条第1項第6号ロ の規定に基づく業 務主任者の認定の 申請に対する審査	[略]	
[略]		[略]		
別表第4（第2条関係）		別表第4（第2条関係）		
保健福祉事務関係手数料		保健福祉事務関係手数料		

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
18 歯科技工士法（ 昭和30年法律第 168号）第16条の 規定に基づく歯科 技工士国家試験合 格証明書の交付	歯科技工 士国家試 験合格証 明書交付 手数料	3,000円	
[略]			

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
30の5 医薬品医療 機器等法第83条第 1項の規定により 読み替えて適用す る医薬品医療機器 等法第36条の8第 1項の規定に基づ く資質の確認に係 る試験の実施	動物用医 薬品登録 販売者試 験手数料	17,600円	
30の6 医薬品医療 機器等法第83条第 1項の規定により	動物用医 薬品登録 販売者試	3,000円	

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
18 削除			
[略]			

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
30の5及び30の6	削除		

読み替えて適用する医薬品医療機器等法第36条の8第1項の規定に基づく資質の確認に係る試験の合格証明書の交付	験合格証明書 明書の交付 手数料	
[略]		

[略]		

2 (手数料の徴収及び額)
 第2条 別表第1から別表第9までの事務の欄に掲げる事務につき、これらの表の名称の欄に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、これらの表の金額の欄に計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ金額の欄に定める額とする。

(手数料の徴収及び額)
 第2条 別表第1から別表第10までの事務の欄に掲げる事務につき、これらの表の名称の欄に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、これらの表の金額の欄に計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ金額の欄に定める額とする。

2・3 [略]

2・3 [略]

別表第4 (第2条関係)

別表第4 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	(1) [略] (2) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのある者(以下「実務経	[略]

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の8 介護保険法第69条の8第2項に規定する更新研修の実施	[略]	(1) [略] (2) 更新を受けようとする介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員の業務に従事したことのある者(以下「実務経	[略]

		<p>験者」という。)であつて、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が初めてであるものに対する更新研修 <u>21,400円</u></p> <p>(3) 実務経験者であつて、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降であるものに対する更新研修 <u>8,100円</u></p>	
[略]			
27の2 介護保険法 施行令(平成10年 政令第412号)第 37条の15第1項に 規定する研修の実 施	[略]	<u>24,300円</u>	[略]

		<p>験者」という。)であつて、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が初めてであるものに対する更新研修 <u>37,800円</u></p> <p>(3) 実務経験者であつて、実務経験者としての介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降であるものに対する更新研修 <u>16,900円</u></p>	
[略]			
27の2 介護保険法 施行令(平成10年 政令第412号)第 37条の15第1項に 規定する研修(介 護保険法施行規則 (平成11年厚生省 令第36号)第140 条の68第1項第1 号に掲げるもの に限る。)の実施	[略]	<u>28,600円</u>	[略]
27の3 介護保険法 施行令第37条の15 第1項に規定する	主任介護 支援専門 員更新研	<u>15,900円</u>	公益財団 法人いき いき岩手

--	--	--	--

28 [略] [略]

[略]

別表第5（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
13 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号） <u>第3条第1号</u> の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]		
14 職業能力開発促進法施行令 <u>第3条第2号</u> の規定に基づく合格証書の再交付	[略]		
[略]			

[略]

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

	<u>研修（介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に掲げるものに限る。）の実施</u>	<u>修手数料</u>	<u>支援財団</u>
--	---	-------------	-------------

28 [略] [略]

[略]

別表第5（第2条関係）

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
13 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号） <u>第2条第1号</u> の規定に基づく技能検定試験の実施	[略]		
14 職業能力開発促進法施行令 <u>第2条第2号</u> の規定に基づく合格証書の再交付	[略]		
[略]			

[略]

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
12 [略]	[略]		

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
12 [略]	[略]		
12の2 農産物検査 法（昭和26年法律 第144号）第17条 第1項の規定に基 づく登録検査機関 の登録の申請に対 する審査（農産物 検査法施行令（平 成7年政令第357 号）第5条第1項 の規定により知事 が行うこととされ ているものに限る 。12の3の項及び 12の4の項におい て同じ。）	登録検査 機関登録 申請手数 料	150,000円	
12の3 農産物検査 法第18条第1項の 規定に基づく登録 検査機関の登録の 更新の申請に対す る審査	登録検査 機関登録 更新申請 手数料	10,100円	
12の4 農産物検査	登録検査	(1) 農産物の種類の増加	

--	--

13 [略]	[略]
--------	-----

[略]	
-----	--

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
----	----	----	-------------

[略]			
-----	--	--	--

43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、（1）に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、（2）に定める額を加算した額） （1）次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び44の項において	
--	-----	---	--

法第19条第2項の規定に基づく登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	機関変更 登録申請 手数料	30,000円 (2) 登録の区分の増加 150,000円
-------------------------------------	---------------------	-------------------------------------

13 [略]	[略]
--------	-----

[略]	
-----	--

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
----	----	----	-------------

[略]			
-----	--	--	--

43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、（1）に定める額（法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、（2）に定める額を加算した額） （1）次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び44の項において	
--	-----	---	--

同じ。)

48,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。以下この項において同じ。

)に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては7,000円、当該住宅に係る住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律

(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)を添付した場合(以下この項において「住宅性能評価書を添付した場合」という。)にあっては17,000円)

同じ。) (新築に係るものに限る。)

48,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。以下この項において同じ。

)に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては7,000円、当該住宅に係る住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律

(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)を添付した場合(以下この項において「住宅性能評価書を添付した場合」という。)にあっては17,000円)

イ 一戸建ての住宅(新築に係るものを除く。

) 72,000円

(知事が別に定める者

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。44の項において同じ。）

(ア)～(ク) [略]

があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円)

ウ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び44の項において同じ。）（新築に係るものに限る。）

(ア)～(ク) [略]

エ 共同住宅等（新築に係るものを除く。）

(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの

168,000円

（知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、19,000円)

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを

超え1,000平方メー
トル以内のもの

268,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
6条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、34,000円)

(ウ) 床面積の合計が

1,000平方メー
トルを超え2,500平方メ
ートル以内のもの

528,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
6条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、49,000円)

(エ) 床面積の合計が

2,500平方メー
トルを超え5,000平方メ
ートル以内のもの

945,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第

6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、91,000円)

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

1,623,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、155,000円)

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの

3,001,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、256,000円)

(キ) 床面積の合計が

						<u>20,000平方メートル</u> <u>を超え30,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>4,287,000円</u> <u>(知事が別に定める</u> <u>者があらかじめ法第</u> <u>6条第1項各号に掲</u> <u>げる基準に適合する</u> <u>と認めた場合にあっ</u> <u>ては、315,000円)</u> <u>(ク) 床面積の合計が</u> <u>30,000平方メートル</u> <u>を超えるもの</u> <u>5,252,000円</u> <u>(知事が別に定める</u> <u>者があらかじめ法第</u> <u>6条第1項各号に掲</u> <u>げる基準に適合する</u> <u>と認めた場合にあっ</u> <u>ては、335,000円)</u>
		(2) [略]				(2) [略]
44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受け		44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受け

づく長期優良住宅
建築等計画の変更
の認定の申請に対
する審査

るよう申し出る場合にあつ
ては、(2)に定める額を加
算した額)

(1) 次に掲げる住宅の区
分に応じ、それぞれ次に
定める額

ア 一戸建ての住宅 43
の項(1)アに定める額

イ 共同住宅等 建築基
準法施行条例（以下こ
の項において「条例」
という。）第11条第2
項第2号の規定により
算定した面積の43の項

づく長期優良住宅
建築等計画の変更
の認定の申請に対
する審査

るよう申し出る場合にあつ
ては、(2)に定める額を加
算した額)

(1) 次に掲げる住宅の区
分に応じ、それぞれ次に
定める額

ア 一戸建ての住宅（新
築に係るものとして法
第5条第1項から第3
項までの規定に基づく
長期優良住宅建築等計
画の認定（以下この項
において「認定」とい
う。）を受けたものに
限る。） 43の項(1)
アに定める額

イ 一戸建ての住宅（新
築に係るものとして認
定を受けたものを除く
。） 43の項(1)イに
定める額

ウ 共同住宅等（新築に
係るものとして認定を
受けたものに限る。）
建築基準法施行条例
（以下この項において
「条例」という。）第

		(1)イに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イに定める額				11条第2項第2号の規定により算定した面積の43の項(1)ウに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウに定める額
		(2) [略]				エ 共同住宅等（新築に係るものとして認定を受けたものを除く。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の43の項(1)エに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エに定める額
[略]			[略]			
48	[略]	[略]	48	[略]	[略]	
			49	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物等

建築物エネルギー
消費性能向上計画
の認定の申請に対
する審査

の区分に応じ、それぞれ
次に定める額

ア 一戸建ての住宅（人
の居住の用以外の用に
供する部分を有しない
ものに限る。以下この
項、50の項及び51の項
において同じ。）又は
住宅・非住宅複合建築
物（住宅部分（法第11
条第1項に規定する住
宅部分をいう。以下こ
の項、50の項及び51の
項において同じ。）を
有する建築物（一戸建
ての住宅及び共同住宅
等（共同住宅、長屋そ
の他一戸建ての住宅以
外の住宅をいう。以下
この項、50の項及び51
の項において同じ。）
を除く。）をいう。以
下この項、50の項及び
51の項において同じ。
）の住宅部分

（ア）床面積の合計が
200平方メートル以

内のもの 38,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、6,000円)

(イ) 床面積の合計が
200平方メートルを
超えるもの

43,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、6,000円)

イ 共同住宅等又は住宅
・非住宅複合建築物（
一戸建てであるものを
除く。）の住宅部分

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル以
内のもの 77,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲

げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が
300平方メートルを
超え2,000平方メー
トル以内のもの

127,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、23,000円)

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以内のもの

217,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、50,000円)

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル

を超えるもの

310,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、89,000円)

ウ 住宅部分を有しない

建築物又は住宅・非住
宅複合建築物の非住宅
部分（法第11条第1項
に規定する非住宅部分
をいう。以下この項、
50の項及び51の項にお
いて同じ。）（当該建
築物又は非住宅部分の
エネルギー消費性能（
法第2条第2号に規定
するエネルギー消費性
能をいう。以下この項
、50の項及び51の項に
おいて同じ。）が建築
物エネルギー消費性能
基準等を定める省令（
平成28年経済産業省・
国土交通省令第1号。

以下この項、50の項及び51の項において「省令」という。）第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

251,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

406,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する

と認めた場合にあつては、30,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

580,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、89,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

714,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、141,000円)

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メ

一トル以内のもの

844,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、178,000円)

(カ) 床面積の合計が
25,000平方メートル
を超えるもの

962,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、222,000円)

エ 住宅部分を有しない
建築物又は住宅・非住
宅複合建築物の非住宅
部分（当該建築物又は
非住宅部分のエネルギ
ー消費性能が省令第8
条第1号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適
合するものとしてされ

た認定申請に係るもの
に限る。)

(ア) 床面積の合計が

300平方メートル以
内のもの 96,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が

300平方メートルを
超え2,000平方メー
トル以内のもの

161,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、30,000円)

(ウ) 床面積の合計が

2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以内のもの

261,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、89,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

341,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、141,000円)

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

409,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、141,000円)

ては、178,000円)

(カ) 床面積の合計が

25,000平方メートル

を超えるもの

480,000円

(知事が別に定める

者があらかじめ法第

30条第1項各号に掲

げる基準に適合する

と認めた場合にあつ

ては、222,000円)

オ 住宅・非住宅複合建

築物 (アからエまでに

係るものを除く。)

次に掲げる部分の区分

に応じ、(ア)及び(イ)

に定める額を合算した

額

(ア) 住宅部分 (1)

イ(ア)から(エ)まで

に定める床面積の合

計の区分に応じ、そ

れぞれ(1)イ(ア)か

ら(エ)までに定める

額 (一戸建てである

ものにあつては、

(1)ア(ア)又は(イ)

に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア(ア)又は(イ)に定める額)

(イ) 非住宅部分

(1)ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)エ(ア)から(カ)までに定める額)

(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

			<p><u>ア 建築物に係る部分</u> <u>建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <p><u>イ 建築設備（建築基準法第87条の2の建築設備をいう。50の項において同じ。）及び工作物（同法第88条の工作物をいう。同項において同じ。）に係る部分</u> <u>条例第12条に定める額</u></p>
50	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に</u></p>	<p><u>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</u></p>	<p>変更認定申請1件につき、 <u>(1)に定める額（法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額）</u> <u>(1) 次に掲げる建築物等</u></p>

対する審査

の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)イ(ア)から(エ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)から(エ)までに定める額

ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額

エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適

合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(カ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物 (アからエまでに係るものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) 住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)イ(ア)から(エ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)から(エ)までに

定める額（一戸建て
であるものにあつて
は、条例第11条第2
項第2号の規定によ
り算定した面積の49
の項(1)ア(ア)又は
(イ)に定める床面積
の合計の区分に応じ
、それぞれ同項(1)
ア(ア)又は(イ)に定
める額)

(イ) 非住宅部分 条
例第11条第2項第2
号の規定により算定
した面積の49の項
(1)ウ(ア)から(カ)
までに定める床面積
の合計の区分に応じ
、それぞれ同項(1)
ウ(ア)から(カ)まで
に定める額（当該非
住宅部分のエネルギ
ー消費性能が省令第
8条第1号イ(2)及
びロ(2)に定める基
準に適合するものと
してされた変更認定

			<p><u>申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(カ)までに定める額</u></p> <p>⌋</p> <p><u>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 建築物に係る部分</u></p> <p><u>条例第11条第1項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <p><u>イ 建築設備及び工作物に係る部分 条例第12条に定める額</u></p>
<u>51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項におい</u>	<u>建築物エネルギー消費性能基準適合</u>	<u>認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>	<u>(1) 一戸建ての住宅（当</u>

て「法」という。
) 第36条第1項の
規定に基づく建築
物が建築物エネル
ギー消費性能基準
に適合している旨
の認定の申請に対
する審査

認定申請
手数料

該住宅のエネルギー消費
性能が省令第1条第2号
イ(1)及びロ(1)に定め
る基準に適合するものと
してされた認定申請に係
るものに限る。)

ア 床面積の合計が200
平方メートル以内のも
の 38,000円
(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能基準
(法第2条第3号に規
定する建築物エネルギ
ー消費性能基準をいう
。以下この項において
同じ。)に適合すると
認めた場合にあつては
、6,000円)

イ 床面積の合計が200
平方メートルを超える
もの 43,000円
(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能基準
に適合すると認めた場
合にあつては、6,000

円)

(2) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
の 20,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円)

イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
もの 21,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円)

(3) 共同住宅等（当該共

同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
の 77,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円)

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
127,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、23,000円)

ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを

超え5,000平方メートル以内のもの

217,000円

(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、50,000円)

エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの

310,000円

(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、89,000円)

(4) 共同住宅等(当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が300

平方メートル以内のもの
の 37,000円
(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能基準
に適合すると認めた場
合にあっては、11,000
円)

イ 床面積の合計が300
平方メートルを超え
2,000平方メートル以
内のもの 63,000円
(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能基準
に適合すると認めた場
合にあっては、23,000
円)

ウ 床面積の合計が
2,000平方メートルを
超え5,000平方メート
ル以内のもの
114,000円
(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能基準
に適合すると認めた場

合にあつては、50,000
円)

エ 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超えるもの

172,000円

(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能基準
に適合すると認めた場
合にあつては、89,000
円)

(5) 住宅部分を有しない
建築物（当該建築物のエ
ネルギー消費性能が省令
第1条第1号イに定める
基準に適合するものとし
てされた認定申請に係る
ものに限る。）

ア 床面積の合計が300
平方メートル以内のも
の 251,000円

(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能基準
に適合すると認めた場
合にあつては、11,000

円)

イ 床面積の合計が300

平方メートルを超え

2,000平方メートル以

内のもの 406,000円

(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ

ネルギー消費性能基準

に適合すると認めた場

合にあつては、30,000

円)

ウ 床面積の合計が

2,000平方メートルを

超え5,000平方メート

ル以内のもの

580,000円

(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ

ネルギー消費性能基準

に適合すると認めた場

合にあつては、89,000

円)

エ 床面積の合計が

5,000平方メートルを

超え10,000平方メート

ル以内のもの

714,000円

(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、
141,000円)

オ 床面積の合計が
10,000平方メートルを
超え25,000平方メートル以内のもの

844,000円

(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、
178,000円)

カ 床面積の合計が
25,000平方メートルを
超えるもの

962,000円

(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、
222,000円)

(6) 住宅部分を有しない

建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が300

平方メートル以内のも

の 96,000円

（知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円）

イ 床面積の合計が300

平方メートルを超え

2,000平方メートル以

内のもの 161,000円

（知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、30,000円）

ウ 床面積の合計が

2,000平方メートルを
超え5,000平方メート
ル以内のもの

261,000円

(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能基準
に適合すると認めた場
合にあっては、89,000
円)

エ 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超え10,000平方メート
ル以内のもの

341,000円

(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能基準
に適合すると認めた場
合にあっては、
141,000円)

オ 床面積の合計が
10,000平方メートルを
超え25,000平方メート
ル以内のもの

409,000円

(知事が別に定める者

があらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能基準
に適合すると認めた場
合にあっては、
178,000円)

カ 床面積の合計が
25,000平方メートルを
超えるもの

480,000円

(知事が別に定める者
があらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能基準
に適合すると認めた場
合にあっては、
222,000円)

(7) 住宅・非住宅複合建
築物（一戸建てであるも
のに限る。） 次に掲げ
る部分の区分に応じ、ア
及びイに定める額を合算
した額

ア 住宅部分 (1)ア又
はイに定める床面積の
合計の区分に応じ、そ
れぞれ(1)ア又はイに
定める額（当該住宅部
分のエネルギー消費性

能が省令第1条第2号
イ(2)及びロ(2)に定
める基準に適合するも
のとしてされた認定申
請に係るものにあつて
は、(2)ア又はイに定
める床面積の合計の区
分に応じ、それぞれ
(2)ア又はイに定める
額)

イ 非住宅部分 (5)ア
からカまでに定める床
面積の合計の区分に応
じ、それぞれ(5)アか
らカまでに定める額 (
当該非住宅部分のエネ
ルギー消費性能が省令
第1条第1号ロに定め
る基準に適合するもの
としてされた認定申請
に係るものにあつては
、(6)アからカまでに
定める床面積の合計の
区分に応じ、それぞれ
(6)アからカまでに定
める額)

(8) 住宅・非住宅複合建

建築物（一戸建てであるものを除く。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分（3）アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ（3）アからエまでに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、（4）アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ（4）アからエまでに定める額）

イ 非住宅部分（7）イに定める額

別表第9（第2条関係）

審査請求等書面等交付事務関係手数料

事務	名称	金額
行政不服審査法（平	審査請求等	（1）用紙の片面又は両面に白黒

<p>別表第9（第2条関係） [略]</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 132 1478 667"> <p>成26年法律第68号。 以下この項において「法」という。）第38条第1項（法その他の法令において準用する場合を含む。）及び第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定に基づく書面等の交付</p> </td> <td data-bbox="1478 132 1639 667"> <p>書面等交付手数料</p> </td> <td data-bbox="1639 132 2087 667"> <p>で複写（複写機による複写に限る。）又は出力（以下この項において「複写等」という。）をしたものの交付 用紙1枚（両面に複写等をされた用紙にあつては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）につき 10円 (2) 用紙の片面又は両面にカラーで複写等をしたものの交付 用紙1枚につき 40円</p> </td> </tr> </table> <p>別表第10（第2条関係） [略]</p>	<p>成26年法律第68号。 以下この項において「法」という。）第38条第1項（法その他の法令において準用する場合を含む。）及び第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定に基づく書面等の交付</p>	<p>書面等交付手数料</p>	<p>で複写（複写機による複写に限る。）又は出力（以下この項において「複写等」という。）をしたものの交付 用紙1枚（両面に複写等をされた用紙にあつては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）につき 10円 (2) 用紙の片面又は両面にカラーで複写等をしたものの交付 用紙1枚につき 40円</p>
<p>成26年法律第68号。 以下この項において「法」という。）第38条第1項（法その他の法令において準用する場合を含む。）及び第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定に基づく書面等の交付</p>	<p>書面等交付手数料</p>	<p>で複写（複写機による複写に限る。）又は出力（以下この項において「複写等」という。）をしたものの交付 用紙1枚（両面に複写等をされた用紙にあつては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）につき 10円 (2) 用紙の片面又は両面にカラーで複写等をしたものの交付 用紙1枚につき 40円</p>		

<p>3 別表第4（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">保健福祉事務関係手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> <th>指定試験機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施</td> <td>[略]</td> <td style="text-align: center;">17,600円</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	指定試験機関等	[略]				26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	17,600円	[略]	[略]				<p>別表第4（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">保健福祉事務関係手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> <th>指定試験機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施</td> <td>[略]</td> <td style="text-align: center;">43,000円</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	指定試験機関等	[略]				26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	43,000円	[略]	[略]			
事務	名称	金額	指定試験機関等																														
[略]																																	
26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	17,600円	[略]																														
[略]																																	
事務	名称	金額	指定試験機関等																														
[略]																																	
26の2 介護保険法第69条の2第1項に規定する研修の実施	[略]	43,000円	[略]																														
[略]																																	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は公布の日から、表3の項の改正部分は公布の日から起算して1年を超えない範

圏内において規則で定める日から施行する。